

甲府市一般不妊治療（人工授精）費助成事業

一般不妊治療（人工授精）を受けたご夫婦に対し、治療費の一部を助成することで経済的負担を軽減するための制度です。

●対象者（次の要件をすべて満たす方）

- ・治療開始時及び申請時に、法律上の婚姻をしている夫婦
- ・申請時に、夫または妻が甲府市に居住していること
- ・前年（1月から5月までの申請は前々年）の所得額が夫婦合わせて730万円未満であること
（所得の範囲及び所得額の計算方法については、児童手当法施行令第2条及び第3条を準用します。）
- ・市税等（住民税、固定資産税、国民健康保険料、軽自動車税等）の滞納のない方
- ・治療の初日における妻の年齢が43歳未満であること

●助成額

初回の人工授精の治療開始日から1年以内に実施した人工授精に要した費用（保険診療外の費用に限るとともに、入院食事その他直接治療に関係のない費用を除く。）の2分の1（1円未満切捨て）の額を、上限5万円まで助成します。

●申請回数

夫婦一組に対し2回（2年間分）まで

●必要書類

(1)甲府市一般不妊治療（人工授精）費助成申請書（申請者が記入） ※朱肉での押印必要

(2)甲府市一般不妊治療（人工授精）費助成受診等証明書（主治医が記入）

(3)領収証の写し：今回の人工授精に係る領収書（保険外診療のもの）

※入院、食事など、治療に直接関係のない費用は含みません。

(4)法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等） ※1回目の申請時は必須

※2回目の申請では、夫婦が甲府市内の同じ住所に住民登録がある場合のみ省略できます。

(5)住民票の写し

※夫婦どちらか一方が甲府市外に住民登録がある場合のみ、市外の方の住民票の写しが必要です。

(6)夫及び妻の前年（1月～5月に申請する場合は前々年）の所得を証明できる書類（所得課税証明書など）

※1月1日（申請を1～5月に行う場合は前年の1月1日）時点で甲府市に住民登録がある方は省略できます。

(7)銀行預金口座振込登録申請書 ※朱肉での押印必要

●申請期限

最後の人工授精の治療終了日から起算して1年以内 ※期限を過ぎた申請は受付できませんのでご注意ください。

【申請窓口・問い合わせ先】

〒400-0858 甲府市相生2丁目17番1号 甲府市健康支援センター内
子ども未来部 母子保健課 ☎055-237-8950

